



## 江偉・孫邦清中華人民共和國民事訴訟法改正草案(2)

西 村 峯 裕  
周 喆

### 第4節 代表者訴訟

第70条【人数確定の代表訴訟】当事者の一方が多数でその人数が確定できる共同訴訟は、当事者が代表者を選任し、訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為はその代表する当事者に効力を生ずる。但し代表者を変更し、請求を放棄し、又は相手方の請求を認諾し、和解するときは、代表する当事者の同意を得なければならない。

第71条【人数の確定しない代表訴訟】訴訟の目的が同種であり、当事者の一方が多数で、その人数が訴訟時に確定していないときは、法院は事件の情况及び請求について説明し、利害関係人が一定期間内に法院に届け出るよう公告することができる。公告の期間は具体的な事件によって確定し、30日より短くしてはならない。

第72条【代表者の選任と権限】①法院に登録した利害関係人は代表者を推薦し、訴訟を行うことができる。代表者を推薦できないときは、法院が登記している利害関係人と協議し、代表者を決めることができる。協議が整わないときは、法院は起訴している当事者の中から代表者を指定することもできる。

②代表者の訴訟行為はその代表している当事者に効力を生ずる。但し代表者を変更し、訴訟請求を放棄し、又は相手方の当事者の訴訟請求を認諾し、和解をするときは、その代表する当事者の同意を得なければならない。

第73条【裁判】法院が判決、決定をするときは、届け出た利害関係人の全員に効力を生ずる。届け出していない利害関係人が訴訟時効期間内に訴

えるときは、当該判決、決定を適用する。

**第74条【訴訟参与の同意の黙認】**①法院が人数の確定しない訴訟を審理するとき、利害関係人に参加するか否かを選択させることができる。利害関係人が訴訟の参加に同意しないときは、書面をもって法院に意思表示しなければならない。意思表示しかつたときは、訴訟の参加又は訴訟中に選任する代表者がその代表として訴訟を行うことに同意したものと看做す。利害関係人が訴訟に参加しない場合において、書面を以て法院に申し立てたときは、当該申立が強行法規に反し又は申立が不当であるという証拠がある場合を除くほか、法院は原則としてこれに同意しなければならない。訴訟に参加しない利害関係人は法院の判決に拘束されない。

②以下の条件を満たすときは前項の規定を適用する。

- (1) 多数の利害関係人が訴訟に参加することが不可能のとき
- (2) 多数の利害関係人に共通の法律上又は事実上の問題があるとき
- (3) 訴訟を提起した当事者の請求又は抗弁が多数の一方に対し当事者に代表性を有するとき

**第75条【公益訴訟の適用】**本節に定めがないときは、公益訴訟の関係規定を準用する。

## 第5章 訴訟代理人

**第76条【法定代理人】**民事行為無能力者と制限行為能力者は訴訟無能力者であり、単独で法律行為を成すことができる場合を除くほか、その監護人が法定代理人として訴訟を行う。

**第77条【法定代理権消滅の通知】**法定代理権が消滅したときは、当事者が書面を以て法院に通知し、且つ法院が当事者に通知しなければならない。

**第78条【指定代理人】**①法定代理人が互いに責任を擦り付けるときは、法院は当事者のためにその中の一人又はその他の人を法定代理人として

指定することができる。

②訴訟無能力の当事者が法定代理人を有しない場合に訴えられ、又はその法定代理人が権限を行使できず、これによって訴訟が中断し、又は審理の遅延によって、訴訟無能力者に不利を与えたときは、訴えられた法院の裁判長がその法定代理人の就任する前に、申立又はその職権によって特別代理人を選任することができる。

第79条【委任訴訟代理人】①当事者、法定代理人は1人又は2人にその訴訟代理を委任することができる。

②弁護士、当事者の近親者、関係社会団体又は所在単位の推薦した者、又は法院が許可したその他の国民に、訴訟代理を委任することができる。

③第三審は弁護士に代理を委任しなければならない。

第80条【委任訴訟代理権の取得】①他人に委任し訴訟を行うときは、審級ごとに委任者の署名又は署名且つ捺印している授權契約書を法院に提出しなければならない。但し公益訴訟中に法院が訴訟代理人を選任した場合はこの限りでない。

②外国に居留している中華人民共和国の国民が外国から授權契約書を送付し又は転送するときは、当該国に所在する中華人民共和国領事館が証明書を発行しなければならない。領事館がないときは、中華人民共和国と外交関係を有する第三国の領事館がこれを証明し、且つ中華人民共和国の当該国に所在する領事館がさらに証明し、又は現地の愛国華僑団体がこれを証明しなければならない。

第81条【委任訴訟代理人の権限】訴訟代理人はその委任された事件に必要な一切の訴訟行為を行うことができる。但し、請求を放棄し、認諾し、変更し、又は訴えを取り下げ、調停、和解の手続きを行い、反訴を提起し、上訴又は再審、及び受領、給付などの行為は、委任者の特別授權がなければならない。

第82条【単独代理】①訴訟代理人が2人以上あるときは、各自に単独で委任者を代理することができる。

②前項の規定に反するときは、相手方当事者に対して効力を生じない。

第83条【当事者の更正】訴訟代理人が訴訟行為を行った後、当事者が直ちに撤回または更正するときは、効力を生じない。

第84条【訴訟代理権の変更と解除】①訴訟代理人の権限を変更し、又は授權契約を解除したときは、当事者が書面を以て法院に通知し、法院が替わって相手方当事者に通知しなければならない。訴訟代理の変更及び授權契約の解除は相手方当事者に通知しなかったときは、効力を生じない。

②委任代理人が授權契約を解除したときは、解除の意思を表示してから10日以内は、引き続き委任者の権利を保護するための行為をしなければならない。

第85条【委任訴訟代理権の消滅】①委任訴訟代理権は代理人の死亡、訴訟能力の喪失、委任の解除その他の原因で消滅する。

②委任訴訟代理権は委任者の死亡、合併、破産、訴訟能力の消滅又は法定代理の変更による消滅する。但し委任者の訴訟相続人が委任契約を解除した場合はこの限りでない。

第86条【訴訟能力・代理権の不存在】

(1) 訴訟能力・代理権が欠けており、補正できるときは、法院は相同期間内にその補正を命ずる。この期間内に訴訟が延期し、当事者に損害を与える可能性があるときは、法院は暫定的に当事者を代理して訴訟を行うことを命ずることができる。

(2) 訴訟能力が欠けている場合において、法定代理人が行う訴訟行為は、訴訟能力又は代理権を有する当事者、代理人の追認によって、その行為の効力が当該行為を行うときに遡及することができる。

## 第6章 期間、送達

### 第1節 期間

第87条【期間の種類及び計算】①期間は法定期間及び法院が指定する期間を含む。

②期間は時、日、月、年で計算する。期間開始の時及び日は期間内に算入しない。

③期間満了の最後の日が休日の時は、休日後の第1日を期間満了の日とする。

④期間は期間に関する書面の送達の時から起算する。送達する必要があるときは、期間の宣告する時から起算する。但し別段の計算方法があるときは、この限りでない。

第88条【期日の通知】期日を確定した後、法院の書記官は通知書を作成し、訴訟関係人に送達しなければならない。但し期間は開廷期日をすでに宣告し、又は訴訟関係者が書面を以て期間の遵守を表示したときは、送達と同じ効力を生ずる。

第89条【出廷に必要な期間の控除】①当事者が法院の所在地に居住していない場合は、法定期間を計算するときは、出廷に必要な期間を控除しなければならない。但し訴訟代理人が法院所在地に居住し、これに替わって訴訟を行うときは、この限りでない。

②前項の控除すべき出廷に必要な期間は、司法部と最高法院の規定に従う。

第90条【期日と期間の変更】①期日及び期間は重大な事由がある場合のほか、当事者が重大な事由につき説明をしなければならない。法院は情況に基づき期日及び期間の変更を決定する。当該変更は当事者の適法な権利及び利益を侵害されたときは、当事者が上訴することができる。

②法院の許可を経て、当事者は期日及び非変更期間につき協議を以て変更することができる。

第91条【期間の延長】当事者が不可抗力又はその他の正当な事由によっ

て期限に遅れたときは、障害が除去されてから10日以内に期間の延長を申立てることができる。

## 第2節 送達

第92条【送達証明書】①訴訟の書面を送達するときは証明書がなければならない。受取人は送達証明書に受領期日、署名又は捺印をしなければならない。

②受取人が送達証明書に記載した期日を送達期日とする。

第93条【送達方法の選択】当事者は電話、電子メール、法院による送達などの送達方法を書面を以て選択することができる。

第94条【訴訟無能力者に対する送達】訴訟無能力者が送達の受取人であるときは、その法定代理人の全員に送達しなければならない。法定代理人が2人以上の場合において、その中に送達場所の不明な者があるときは、その他の法定代理人のみに送達することができる。

第95条【訴訟代理人、受領代理人に対する送達】①当事者が訴訟代理人を有するときは、その訴訟代理人に送達することができる。

②当事者又は訴訟代理人が受領代理人を指定し且つ法院に通知したときは、受領代理人に送達しなければならない。

③当事者又は代理人が訴えられた法院の所在地に住所がないときは、裁判長は一定期間内に受領代理人に送達するよう決定することができる。

④訴訟代理人、受領代理人に対する送達は当事者に対する送達と看做す。

第96条【送達方法の選択及び送達住所の確認】①当事者が送達、電話、電子メール、書留郵便又はファックスなどの送達方法の代わりに、起訴時又は答弁時に法律文書を受け取る方法を選択することができる。且つ自分の確かな送達住所、受取人、電話番号などの連絡方法を法院に届け出なければならない。

②当事者が送達住所の届け出を拒絶し、法院が催告しても届け出ないと

きは、自然人はその戸籍登記に記載している住所又は居住地を送達住所とする。法人又はその他の組織がその工商登記又は法に基づき登記、登録している住所を送達住所とする。

③当事者が送達住所の届け出を拒絶している時は、法院は民事訴訟を妨害している場合の強制措置を取ることができる。

**第97条【送達擬製】**送達受領者の届け出た又は確認された送達住所が正確でなく、又は送達住所の届け出を拒絶し、送達住所を変更して直ちに法院に通知せず、送達受領者又は送達受領者の指定代理人が受領を拒絶し、送達受領者が訴訟文章を実際に受領しなかったときは、訴訟書面を返送した日を送達日と見なす。

**第98条【直接送達】**①当事者が前条に基づき、送達方法を選択し、法院が受取人に送達すべき法律書面を引き渡さなければならない。受取人が国民の場合において、本人が不在のときは同居している成人家族が捺印して受け取ることができる。受取人が法人又はその他の組織の場合は、法人の法定代表者、その他の組織の主要責任者又は当該法人、組織の受取責任者が署名して受け取るものとする。受取人が訴訟代理人を有するときは、その代理人に送付し、受取ることができる。受取人が法院に受領代理人を指定したときは、受領代理人に送付し、受領代理人が署名して受け取ることができる。

②受取人と同居している成人家族、法人、その他の組織の受取責任者又は訴訟代理人若しくは受領代理人が送達証明書に署名、捺印した期日を送達期日とする。

**第99条【法院スピード郵便送達】**当事者が前条の規定に基づき送達方法を選択せず、又は法院が直接送達することが困難の場合は、法院の特別送達たる郵便方法で国家郵便機関に引き渡すことができる。但し以下の状況の一つがあるときは、この限りでない。

(1) 受取人又はその訴訟代理人、受取人が指定した受領代理人が指定期間内に法院の送達を受け取ることに同意したとき

(2) 受取人が行方不明のとき

(3) 法律又は我が国が締結し若しくは参加している国際条約に特別の送達方法を定めているとき

第100条【留置送達】①直接送達の場合は、送達場所に受取人と会わず又は受取人が受取を拒絶しているときは、受取人と同居している是非を識別する能力を有する親族、助手、同僚に送達することができる。但し、上記の者が相手方当事者である場合は、この限りでない。上記の者が受取を拒絶しまたは受取ってから受取人に通知しなかったときは、その者に民事訴訟の妨害に対する強制措置を取ることができる。

②法院は受取人の住所を了解しているが、直接送達、郵便送達又は第1項定めている者が送達を拒絶したときは、訴訟の書面を現地の公安派出所に保管させ、且つ2通の通知書を作成し、1通を受取人の住所又は居所、事務所、営業所若しくはその職場の門前に貼り出し、更に1通を送達のメールボックス又はその他の適切なところに貼り出した場合は、これを通達と看做す。

第101条【委任送達】法院の直接送達が困難の場合は、その他の法院に転送させ、又は街道事務所に転送させることができる。

第102条【軍人の転送送達】受取人が軍人の場合は、その所属する部隊の団級以上単位の軍政機関に転送するものとする。

第103条【被監禁者又は被労働教養者の転送送達】① 受取人が被監禁者の場合は、その収容している労働改造単位に転送することができる。

②受取人が被労働教養者の場合は、その収容されている労働教養単位に転送することができる。

第104条【公示送達】①受取人が行方不明であり、又は本節に定めるその他の方法で送達できないときは、公示の方法により送達することができる。公示した日から2週間を経過したときに送達したものと看做す。涉外事件の場合は、公示した日から1ヶ月を経過したときに送達したものと看做す。

②公示送達の場合は送達書面を法院の広告欄に公布し、且つ受取人所在地のメディア及び省級以上のメディアで公示しなければならない。公



示に受訴法院、当事者双方及び訴訟の請求を記載し、裁判の結果、召喚状を送達する必要があるときは、召還の目的及び召還される者の出頭期日を公示しなければならない。

## 第7章 調停

第105条【随時調停】 法院は判決するまではいつでも調停することができる。

第106条【調停の原則】 ①調停においては自由意志の原則を遵守しなければならない。法院は調停を強制し、過度に訴訟を遅延してはならない。当事者の一方又は双方が調停に同意しない旨を明らかに表示したときは、法院は直ちに審理し且つ判決しなければならない。

②当事者が調停の協議をするときは、強行法規に反し、国家、集団及び第三者の利益を侵害してはならない。

第107条【調停前置の事件】 以下の事件は審理する前に調停を経なければならない。

- (1) 人事訴訟事件
- (2) 配偶者、直系親族、四親等内の傍系血族、三親等内の傍系姻族、家長又は家族相互間の財産権に関する紛争
- (3) 組合の当事者間の組合に関する紛争事件
- (4) 雇用者と被用者間の雇用関係に関する紛争事件
- (5) 不動産の所有者又は地上権者若しくはその他の不動産使用者の間の相隣関係に関する紛争事件
- (6) 不動産共有者の不動産の管理、処分又は分割に関する紛争事件
- (7) 建築物区分所有者又は利用者の中の建築物又は共有部分の管理に関する紛争事件
- (8) 不動産の境界又は境界の設置に関する紛争事件
- (9) 不動産賃借料又は使用権譲渡金の増減に関する紛争事件
- (10) その他の特別に当事者間の睦まじい関係を維持する必要のある

## る紛争事件

第108条【第三者調停の参加】 独立参加人及び補助参加人も調停に参加することができる。

第109条【調停の方法】 ①法院が調停するときは、裁判官1人で主宰することができ、合議廷で主宰することもできる。且つ可能の限り現地で行うものとする。

②法院が調停するときは、簡易の方法で当事者、証人に出廷するよう通知することができる。

第110条【法院が提出する調停案】 ①調停における合意が成立する可能性があるときは、法院が当事者の申立て又は職権で調停案を提出し、当事者に考慮させることができる。

②当事者は調停案について意見を述べることができ、法院は当事者の意見によって和解案を修正し、調停を整えるものとする。

第111条【条件についての協議が訴訟請求を超えたとき】 調停における合意の内容が訴訟請求の範囲を超えたときは、法院はこれを許可することができる。

第112条【調停における合意の約束条項】 ①調停における合意において当事者の一方が協議を履行しないときの民事責任を約定することができる。

②当事者が調停における合意で一方が担保を提供し、又は第三者が当事者のために担保することについて約定することができる。第三者が担保を提供するときは、法院は調停調書を作成する時に、物上保証人を明記し、且つ調停書を物上保証人に送付しなければならない。物上保証人が調停調書を受取らないときも、調停調書の効力に影響しない。当事者又は第三者が提供する担保が担保法に定める条件に適合するときは、効力を生ずる。

③当事者が前2項に基づき約定した調停における合意の内容は、執行力を有する。

第113条【調停における合意】 ①当事者が調停記録に署名、捺印した後、

調停における合意は効力を生じ、判決と同等効力を有する。調停が整ったときは、法院は調停調書を作成しなければならない。調停調書には訴訟の請求、事件の事実及び調停の結果を明記しなければならない。調停調書には裁判官、書記官が署名し、且つ法院印を捺印して、双方当事者に送達するものとする。

②調停が整ったときに、双方当事者が共に判決書の作成を申立て、又は判決を外国で用いるときは、法院が調停結果によって判決書を作成する。但し、当事者の調停結果に基づいて成した判決は、当事者が上訴できない旨明記しなければならない。

第114条【調停書の不作成】①以下の事件について調停が整ったときは、法院は調停調書を作成してはならない。

- (1) 調停済みの離婚事件
- (2) 調停済みの養子縁組関係を維持する事件
- (3) 即時に履行できる事件
- (4) その他の調停調書の作成を必要としない事件

②調停調書の作成を必要としない合意につき、記録しなければならない。双方当事者、裁判官、書記官が署名、捺印した後、法的効力を生ずる。

第115条【訴訟上の和解】①当事者が訴訟中に自ら和解を整えたときは、和解の内容を法廷記録に記載し、双方当事者、裁判官、書記官が署名、捺印した後、効力を生じ、判決と同等の効力を有する。

②当事者が和解が整った後、法院に調停調書又は判決の作成を申立てたときは、前2条の規定を準用する。